

## 固定資産税の縦覧と閲覧を実施

●問い合わせ 税務課 (☎ 656 - 6571)

	縦覧	閲覧
期間	4月1日(月)～30日(火) ※土、日、祝日を除く。	4月1日(月)から通年 ※土、日、祝日、年末年始を除く。
時間	午前8時半～午後5時15分	
場所	市役所2階 税務課	
内容	市内の土地や家屋の地番、地積、構造、床面積、価格など	自己が所有する土地・家屋・償却資産の課税台帳(名寄帳)
申請できる人	①納税者かその代理人 ②納税管理人	①納税義務者かその代理人 ②借地・借家人かその代理人 ③納税管理人 ④固定資産の処分をする権利のある一定の人
必要なもの	①申請者本人の本人確認ができるもの ②委任状(代理人申請の場合のみ) ※法人名義のものについて代表者以外が申請する場合にも法人からの委任状が必要です。 ③賃貸借契約書など借地・借家関係が確認できるもの(借地・借家人申請のみ) ④固定資産の処分をする権利があることが確認できるもの(固定資産の処分をする権利のある人が申請する場合のみ)	
手数料	無料	有料(1枚300円) ※4月30日(火)までは無料

土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度は、納税者が所有する土地や家屋の価格が、他の資産の評価と比較して適正かを確認でき

る制度です。所有する土地・家屋の課税内容は、4月上旬に郵送する課税明細書でも確認できます。

## 市統計調査員を募集

●問い合わせ 企画政策課 (☎ 656 - 6561)

市では、毎年実施される基幹統計調査などに従事する「滝沢市統計調査員」を募集しています。

### ●統計調査員とは

統計調査員は、国、県や市が実施する統計調査の調査票の配布と取集、調査票の点検など統計調査に関する事務に従事し、従事期間中は非常勤の公務員の身分となります。

市統計調査員の任期は3年ですが、再任を妨げません。また、市統計調査員に任命された場合でも、必ず統計調査に従事するわけではなく、居住地域や近隣の地域などが調査の対象となった場合、従事の意向確認などを市が行った上で従事となります。活動に対する報酬は、調査主体が定める額を支給します。

### ●調査員の要件

- ①責任を持って調査の事務を遂行できる者
- ②秘密の保護に関し信頼のおける者

③調査期間中に選挙運動などに直接関わらない者  
④暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者などの条件があります。

### ●統計調査の意義

統計調査で得たデータは、地域の実態を把握でき、国や地方自治体の施策の基礎資料に活用される重要なものです。中でも、日本に常駐するすべての人が対象となる国勢調査は、地方交付税の算定や将来人口推計作成の基礎資料となるなど、現在や未来の日本の在り方を考える目的で利用されています。

国や地方にとって重要な統計の実施において、第一線で活躍する統計調査員に興味や関心がある人は、ぜひ問い合わせてください。

